

広島県告示第千二百九号

宅地建物取引業法（昭和二十七年法律第七十六号。以下「法」という。）第六十六条第一項の規定によつて、次の者に対し監督処分を行った。

平成十九年十二月十三日

広島県知事 藤 田 雄 山

商号又は名称	代表者氏名	主たる事務所の所在地	処分内容	処分理由
アーバンクリエイト 有限会社	二階堂 健平	沖縄県那覇市久米 二丁目一〇番一 号	免許取消	法第六十六条 第一項の規定 に該当する。